

事 務 連 絡
令 和 4 年 7 月 4 日

公益社団法人 神奈川県病院協会長 殿

関東信越厚生局神奈川事務所長

令和4年度 施設基準等の届出状況等の報告について

平素から社会保険医療行政の適正かつ円滑な運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療課長通知に基づき、令和4年7月1日現在において、施設基準等の届出を行っている保険医療機関開設者に対して、下記のとおり届出状況等の報告を依頼いたします。

記

1. 提出期限 令和4年7月29日（金）
2. 提出先 関東信越厚生局神奈川事務所
3. 報告関係等
 - (1) 定例報告（別添1-2、別添2-2）
 - (2) 別紙報告（各様式）
 - (3) その他報告（各様式）
4. 対象医療機関 病 院 336件

令和4年7月

各保険医療機関 開設者 様

関東信越厚生局

医科にかかる施設基準の届出の確認及び
施設基準等の報告用紙の提出について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療課長通知により、施設基準の届出を行った保険医療機関は、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について地方厚生（支）局長へ報告を行うこととされています。

つきましては、下記「1」「2」の内容につき、各報告用紙を当局ホームページからダウンロード（別紙の※1をご参照ください。）により作成いただき、提出願います。

記

1. 「施設基準の届出の確認について（報告）」の作成等について

(1) 施設基準の要件の確認

- ① 7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、関東信越厚生局のホームページをご参照ください。（別紙の※2をご参照ください。）

(2) 施設基準の要件を確認した結果

- ① すべて要件を満たしている場合は、別添1-2「施設基準の届出の確認について」の「ア」に○をして、神奈川事務所に提出してください。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添1-2「施設基準の届出の確認について」の「イ」に○をして、「要件を満たしていない施設基準名」欄に、当該施設基準名を記載のうえ、施設基準の「辞退届」（別紙の※3をご参照ください。）と併せて神奈川事務所に提出してください。
- ③ 提出方法
報告用紙に記載いただき、郵便でお送りいただくようお願いいたします。
- ④ 提出期限
令和4年7月29日(金)
- ⑤ 提出先及び問い合わせ先
神奈川事務所（別紙の提出先・問い合わせ先をご参照ください。）

※ 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できませんので、ご注意ください。

(届出が不要となっている施設基準)

- | | |
|-----------------|--|
| ・夜間・早朝等加算 | ・がん治療連携管理料 |
| ・明細書発行体制等加算 | ・遠隔連携指導料 |
| ・臨床研修病院入院診療加算 | ・認知症専門診断管理料 |
| ・妊産婦緊急搬送入院加算 | ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 |
| ・重症皮膚潰瘍管理加算 | ・遠隔連携遺伝カウンセリング |
| ・強度行動障害入院医療管理加算 | ・経皮的冠動脈形成術 |
| ・がん拠点病院加算 | ・経皮的冠動脈ステント留置術 |
| ・高度難聴指導管理料 | ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術 |
| ・連携強化診療情報提供料 | ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の注8に規定する基準 |
| ・小児科外来診療料 | |
| ・小児抗菌薬適正使用支援加算 | |
| ・夜間休日救急搬送医学管理料 | |

2. 報告用紙の作成等について

- (1) 報告用紙「別紙様式 1-1①、1-1②、1-3」及び「別紙様式 4-1」は、必ず提出してください。それ以外の報告用紙については、該当するものについて提出願います。
- (2) それぞれの報告用紙の記載にあたっては、各報告用紙の[記載上の注意]を参考にしてください。
- (3) 提出の際は、報告用紙「令和4年度 施設基準実施状況報告書」も記載のうえ、併せて提出してください。
- (4) 報告用紙の提出期限、提出先及び問い合わせ先は前記「1」と同様です。

※ 報告用紙等の内容を訂正する場合は、二重線で削除し、訂正印や捨印は必要ありません。また、いずれの提出書類にも印鑑を押す必要はありません。